事務局 只今より、第2回赤井川村宿泊税に関する協議会を開会致します。開会に あたり赤井川村大石副村長よりご挨拶頂きたいと思います。宜しくお願い 致します。

副村長 お忙しい中、この宿泊税に関する協議会第2回目にお集まり頂きありがとうございます。

前回の協議会の中で、宿泊税とは何ぞやというものをご理解いただき、今回は内容について本格的に協議いただく場になるかと思います。

後ほど、事務局からご説明させていただきますが、宿泊税の税額や段階等 について皆様からご意見賜り協議して頂けたらと考えておりますので、ど うぞよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。

次に本日参加される委員の皆様をご紹介いたします。

株式会社NewKRH管理部長和島様

北海道ホリデーサービス株式会社取締役中野様

一般社団法人赤井川村国際リゾート推進協会事務局CFO(財務責任者)小野寺様

特定非営利活動法人赤井川観光協会事務局長朝倉様

有限会社ライフ・マート第一ツーリスト代表取締役中井様・株式会社New KRHキロロリゾート総支配人渡邊様につきましては本日欠席となります。以上4名の委員の方々で、協議を行って頂きます。また、事務局からも参加させて頂きますので、宜しくお願い致します。

議長 それでは、議事に入らせていただきます。1点目、まずは、第1回協議会の主な協議事項という事で記載のとおりとなっておりますのでご確認願います。

2点目、赤井川村宿泊税の案という事で、事務局から説明させて頂きます。

事務局 赤井川村宿泊税案を説明させていただきます。

第1回赤井川村宿泊税に関する協議会内容の結果に基づいて、赤井川村宿 泊税条例事務局案を作成させていただきました。

お手元の資料をご確認下さい。

ホチキス止め資料 赤井川村宿泊税条例案

A4横 宿泊税条例要点

A3横 段階的定額制 案1~9

A4横 宿泊税条例要点1番から16番についてご説明させていただきます。

1番、「赤井川村の魅力を高める為に、主としてインフラ整備及び観光の 振興を図る施策に要する費用に充てるため。」を目的としています。

2番、「「旅館業」「住宅宿泊事業」に規定する施設(宿泊施設・民泊) に宿泊する者」を納税義務者としています。

3番、「○○円未満(素泊まり税別)の宿泊者」「修学旅行その他規則に 定める学校行事に参加しているもの」を課税免除としています。

4番、「1人1泊」を課税標準としています。

5番、「宿泊料金が○○円未満である場合○○円」「宿泊料金が○○円以上である場合○○円」を税率としています。

6番、「旅館業又は住宅宿泊事業を営む者」を特別徴収義務者としています。

7番、「1.事業者が特別徴収義務者の登録申請をする。2.コンドミニアムの場合、管理会社を特別徴収義務者に指定することが出来る。3.村が1について登録した旨を通知する。4.事業者は特別徴収義務者の変更が生じた場合変更申請をする。」が徴収についてとなります。

8番、「毎月末日までに、前月の申告書と納入金を提出する。ただし、規則により3カ月に1度の提出も可能。」が申告納入についてとなります。

9番、「天災その他避けることのできない理由があるとき等、申請により 免除・還付」が徴収不能及び還付となります。

10番、「納入申告及び更正を決定した場合、村は特別徴収義務者に通知する。更正による納期限は通知書を発した日から1月を経過した日とする。」が更生又は決定の通知等となります。

11番、「決定した場合、村は直ちに通知する。その納期限は通知書を発した日から1月を経過した日とする。」が過少申告となります。

12番、「特別徴収義務者が村内に有しない場合、納税管理人を定めることが出来る。」が納税管理人となります。

13番、「帳簿は5年間保存(年度単位) 売上伝票は2年間保存(年度 単位)」が帳簿の記載義務となります。

14番、「申告をしなかった場合、10万円以下の過料を科する。」が過料となります。

15番、「3万円以下の罰金刑 1. 不記載・虚偽及び隠匿した者 2. 帳簿を5年間保存しなかった者 3. 売上伝票の未作成・虚偽及び隠匿した者 4. 売上伝票を2年間保存しなかった者」が帳簿の記載義務違反等に関する罪となります。

16番、「徴収する為の準備行為は条例施行前でも行える。 施行5日前 に特別徴収義務者の登録申請をしなければならない。 施行後5年毎に見直しする。」が附則となります。

3番課税免除につきまして、村内の小規模事業者に確認したところ、今後の値上げを考慮して8,000円以上であれば免税点枠内になる結果となりましたのでこちらも協議願います。

5番税率につきまして、事務局案「A3横資料」をご覧ください。

列で宿泊額の段階区分、行で税率の区分を表しています。

黄色の列で「8千円 5万円」の段階区分

青色の列で「8千円 4万円」の段階区分

桃色の列で「8千円 3万円」の段階区分

橙色の列で「8千円 2万円」の段階区分

水色の行で「300円 500円」の税率区分

黄緑色の行で「200円 500円」の税率区分

紫色の行で「100円 500円」の税率区分となっております。

第1回の協議会では、課税免除を設けることとなった為、仮で8千円未満 と記載している段階の率は「0円」

税率最高額も北海道の宿泊税導入を見据えて、又、1,000円ではなく以前 意見があった500円が最適と意見があった上で、宿泊金額段階の最高額を 2万円~5万円にした場合の表となりますのでこちらにつきましても委員 の皆様でご協議願います。

## 14番、15番

過料及び罰金は50万円の自治体が多いですが、道内で唯一宿泊税を導入している隣接町村の倶知安町を参考としています。

赤井川村宿泊税条例事務局案の説明は以上となります。

## 議長 ありがとうございました。

只今、資料に基づいて、条例案の1番の目的から16番附則までの説明がありました。

まず皆様からご意見いただきたいのは「課税免除」

今回ご提案させていただいてるのは、村内業者の状態を見た中で、8千円以上であれば当面の間は免税点内になるだろうと言う話を頂いているので、8千円で段階を分けたいかなと考えております。

それからもう一点、税率に関しましても、事務局から提案があったとおり、税率は「200円500円」で考えたいと思います。

段階につきましては、とりあえず事務局案としては「8千円以上~2万円未満を200円」「2万円以上を500円」で進められたらなと考えているところでのご提案となります。

これについて、何かご意見ご質問ご発言ありますでしょうか?

委員A 1人1泊500円か? (同意) であれば、十数泊した場合は、「500円 ×十数泊」で宜しいですね。 (同意)

あと、コンドミニアムのオーナーさんについて、宿泊料がかからない場合は、宿泊税はかからない考えで宜しいですね。(同意)

オーナーさんで宿泊料がかかる場合もある。

事務局 免税点(8千円)を超えればその分については、宿泊税は該当する。

委員A オーナーさんの総会もあるので、説明していきたい。

事務局 今回課税免除にあたり、前回までは1万円で検討していたところですが、 再確認することとなっていた為、実施した結果、13件の旅館業法対象業 者・8件の民泊業者、合計21件のうち、キロロリゾートさん以外で、1 施設が再開時には免税点を超える料金設定になるとの回答がありました。 その為、この案で制定された場合は、徴収義務が生じる等のお話しはさせ て頂きました。

委員B この制度の改定は何年後になるのか?

事務局 5年毎の見直しを考えています。改定する前年に協議会等を設け検討することになるかと思います。

委員B その時までは、小規模事業者の免税点は8千円で大丈夫なのか?

事務局 そのように大丈夫と言っていました。

委員C クラブメットは、食事・インストラクター・スキー等オールインワンなので上限設定が必要。

極端に「素泊まりはサービス」と言われたら困る。食事代以外も上限%と決めるべき。

委員A 利益は室料だから普通は室料がある。

議長 食事以外は上限を決めたらいい。付帯サービスごとに金額を出すべきだけ ど、それが出せないなら、設定を考えた方がよい。

委員C 上限はもちろん、付帯サービスをそれぞれ%を決めるべき。

事務局 事業者は付帯サービスを把握できるのか?

委員C リフト代は把握できるが、スキーレッスンの参加は把握できない。

事務局 付帯サービスの割合は20%くらいでしょうか?

委員C クラブメット以外だと割合高そうではある。

議長 食事1食10%小計30%、付帯サービスで10%、合計40%では?

委員C 収入の8割が冬である。夏場は部屋代が下がるがそれはしょうがない。

議長 お互いの事務負担も考えるべき。

委員C キロロリゾート内では、別ホテルで食事をすると、別料金が発生する。このような場合もあるので実額は難しく、お客様にも説明しやすいようにしたい。

実額はハッキリしているようでしていない。

一食目20% 2食目10% 3食目10%がよい。(同意)

事務局 食事割合については、施行規則なので今回はこのくらいとして、免税点に ついてキロロリゾートさんからのご意見を伺っていませんでしたのでご意 見有りますでしょうか?

委員B キロロは宿泊料は8千円以下にはならない。

事務局 では次に段階的定額制について

事務局案としては、「2万円未満を200円」「2万円以上を500円」と考えています。理由と致しましては、先行自治体につきましても2万円を基準に約500円としていること。又、京都では最大千円を設定しており、事務局としても検討致しましたが、北海道さんが宿泊税導入した場合のことも考え500円を最大税額としました。

委員C 北海道のくくりがどうなるかで変わってくる

議長 北海道の状況により見直しは必要となってくる。

事務局 赤井川村の段階的定額制区分と北海道さんの段階的定額制の区分がまたがった場合、かなり複雑化することもあり得るため、その場合は見直しをした方が良いと考える。

委員C 北海道が導入した場合はそれぞれ徴収する事で良いか? (同意)

委員A 宿泊者には説明が必要。

議長 現段階ではこれで良いですか? (同意)

事務局 第2回目の協議会案としては、「8千円2万円」の区分で「200円50 0円」の税額としていきますが、北海道との調整等もありますので、協議 会の最終決定は、2月開催予定の第3回協議会となりますので、あくま で、現時点での案とさせて頂きます。

議長 3点目、パブリックコメントの実施について事務局より説明願います。

事務局 委員の皆様には事前に通知済みですが、12月11日までの間でパブリックコメントを実施しておりますのでご報告致します。現在は1件来ております。

議長 最後その他、事務局より。

事務局 今回協議した内容で条例案を修正し、議会議員の皆さまに見て頂きます。 その後修正がありましたら第3回協議会時に報告致しますので宜しくお願い致します。

議長 皆さまから何かありますか?

事務局 では、赤井川村宿泊税に関する協議会を閉会致します。 ありがとうございました。